

10.05.2011

日本大使館後援名義について

当館では、皆様が主催する日本紹介や国際親善を目的とした事業について、公益性および非営利生等が認められる場合に後援名義の付与を行っています。後援名義付与に関する申請要領は以下の通りです。

1. 後援要件

- (1) 日ブ親善交流に貢献する行事
- (2) 営利目的でなく、政治色・宗教色がない行事

2. 提出書類

以下の必要書類を揃えて事業実施1ヶ月前までに当館へ申請してください。提出された書類に基づき付与許可を検討させていただきます。以下(1)(4)及び(5)は所定の様式を別途送付いたしますので、当館広報文化班までお問い合わせ下さい。

- (1) 後援名義申請書（貴団体公印押印済みのもの）（様式別途送付）
- (2) 事業概要の分かる書類
- (3) 事業に係る収支予定表（様式別途送付）
- (4) 誓約書（貴団体公印押印済みのもの）（様式別途送付）
- (5) 貴団体の活動概

3. 留意事項

- (1) 後援名義の付与は、当館による公的事業として認めるものではありません。
- (2) 同付与は、資金援助を意味するものではありません。
- (3) また、同付与は、当館が事業内容、結果等につき責任を負うものではありません。
- (4) 後援名義付与を決定した場合は、当館より許可書を交付し、事業終了後には報告書を当館宛にご提出いただくことになります。